

設計業務委託仕様書

1 委託業務名 分院（有床診療所）新築工事 実施設計業務

2 建築設計概要

- (1) 工事場所 神栖市土合本町1丁目9108番地2
第二種中高層住居専用地域
建蔽率 60%
容積率 200%
- (2) 主要用途 有床診療所（10床）
- (3) 構造 鉄骨造
- (4) 階数 1階建
- (5) 敷地面積 約2,600㎡
- (6) 規模 延べ面積 約697㎡
- (7) 主要室及び主要施設
内科，外科，整形外科，小児科

3 一般事項

実施設計業務の執行は、本仕様書による。
工事費 約2.6億円(税込)

4 設備概要

電気設備，機械設備その他設備概要については、必要に応じて設計概要説明書に示す。

5 設計業務の方針

- (1) 基本設計の内容に基づき、工事の実施に必要な詳細な設計図書，工事費内訳書を作成すること。作成にあたっては、以下の点に留意するとともに、建築基準法並びに関係法令に適合した内容のものとする。
- ア 構造その他安全性には十分配慮すること。
- イ 意匠は、それぞれの建物の使用目的に合致したものであること。
- ウ 材料及び仕上等の選定に当たっては堅牢を旨とし、将来の保守点検等の難易を考慮すること。
- 特に設備機器については特注品をさけること。
- エ 工事費は工事予算に合わせて設計することとし、工事費内訳書の単価については監督員と十分な打合せを行うこと。
- オ 学校，保健医療施設，福祉施設，研修施設，宿泊施設，居住施設の内装材（造付け家具を含む）には、VOC（揮発性有機化合物）含有量の少ない材料の使用を原則とすること。
- カ 全ての施設に、可能な限り、バリアフリー法及び茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に規定している整備基準に沿ったバリアフリー対策をすること。
- キ ライフサイクルコストの検討，汎用品の採用によりコスト縮減を図ること。
- ク 次の点に留意し、環境負荷の低減を図ること。
周辺環境への配慮，省エネルギー・省資源，長寿命化，エコマテリアル，適正使用・適正処理
- ケ 建設副産物のリサイクルを図ること。
- コ 構造計算に係る重要度係数は以下を採用すること
1.5（県庁舎等）
◎1.25（学校等）
1.0
- サ 設計段階においてコスト縮減に積極的に取り組むこと。
コスト縮減に取り組んだ内容及びその効果等について、コスト縮減効果調書（様式第5号

(茨城県設計業務等共通仕様書第1209条の13関係))を作成すること。

なお、委託金額が100万円以下の場合又は監督員が特に指示した場合は、コスト縮減効果調書の作成を要しないものとする。

- (2) 計画は、目的の要件を備えるとともに合法的なものとし、工事場所、施工期間及び施工時期等も考慮し、適当な構造、仕上を選定すると同時に、工事費に対して適正な設計でなければならない。
- (3) 建築及び設備は、計画当初から綿密な連絡を保ち、設計の完全を期すること。なお、本設計業務に建築設備士が関与している場合は、設計図書において、建築設備士の意見を聴いた旨(当該建築設備士の氏名等)を明らかにすること。

6 設計資料

- (1) 受注者は、以下の資料について監督員より交付を受けることができる。
特記仕様書、メーカーリスト
- (2) 受注者は、以下の資料について監督員より貸与を受けることができる。
 - ・配置図 (◎紙図面等・CADデータ)
 - ・平面図 (◎紙図面等・CADデータ)
 - ・立面図 (◎紙図面等・CADデータ)
- (3) 受注者は、以下の資料について各自用意する。
 - ア 建築、電気、機械の工事標準仕様書については国土交通省大臣官房官庁営繕部制定のものを使用する。
 - イ その他、各基準、標準、規定等についても国土交通省大臣官房官庁営繕部制定のものを準用する。
 - ウ 内訳書用原稿は、監督員が指定するものを使用する。

7 設計図の作成要領

設計図の作成にあたっては、以下の内容により作成するものとする。

- (1) 一般事項(建築、設備共通)
 - ア 図面作成の原則は、出来得る限り重複表現を避けるが、不明な箇所のないよう注意すること。
 - イ 設計に先立ち、形態、主要材料及び構造等の基本事項を決める場合は、予め、監督員の承認を得ること。
 - ウ 図面はA-1版841mm×594mm、A-2版594mm×420mmとし、図面内容及び番号は、右下隅とすること。(8ッ折りにし、タイトル部を折かえし出来ることとする。)
 - エ 図面の複写提出は、当院承認後に印刷し提出すること。
 - オ メーカーの一社指定はせず、JIS等の表示による一般名を表示すること。
 - カ 図面の編集については、監督員の指示を受けるものとする。
- (2) 一般図
 - ア 図面目次 図面20枚以上の場合に添付すること。
 - イ 表紙 表紙及び図面リストを兼ねることが出来る。
 - ウ 見取図 適宜
 - エ 配置図 1/200~1/600
 - (ア) 敷地に接する道路の巾員及び名称、隣地建物の敷地境界との距離及び設計建物と敷地周囲の寸法を記入し、境界杭のある個所は◎印で表示すること。
 - (イ) 建物の配置は、平面図の図面方向にならぬ、方位はN・S軸に対する角度を記入すること。
 - オ 面積算定図 適宜
算定の根拠を図示すること。なお計算及び表記は小数点以下2位未満を切捨とする。
 - カ 特記仕様書
監督員が交付する書式に必要事項を記入すること。

キ 構造配筋基準図

監督員が指示するものを適用すること。

ク 平面図

1/100（ただし建物の一辺の長さが70m程度以上の時は、監督員の指示により1/200とすることも可。）

(ア) 通芯の設定

X方向通りは左から右へ数字表示，Y方向通りは，下から上へアルファベット大文字表示すること。

(イ) 壁，開口部等の位置は，すべて通芯からの寸法により表示すること。

(ウ) 構造体の種類が多岐にわたる時は，コンクリート，コンクリートブロック，木造等それぞれ明瞭に区別できる表現とし，構造厚を記入すること。

(エ) 平面図には，床の仕上材，及びGL又はFLからの高さを表現すること。

ケ 立面図 スケールは，平面図に準ずること。

外周全面について作成し，仕上げを記入すること。

コ 断面図 スケールは，平面図に準ずること。

(ア) 原則として2面とするが，複雑多様な断面を有する場合は，監督員の指示により追加するものとする。

(イ) 階高（床仕上面による。ただし，最上階はスラブコンクリート上端まで。）

(ウ) 天井高，基礎の深さ及び建物最高の高さを記入すること。

サ 矩計図 1/20～1/30

窓廻り，出入口枠廻り，天井と壁の納まり及びカウンター等の細部詳細は，1/10以上のスケールにて明記すること。

シ キープラン 1/100～200（詳細図，建具表用）

プランには室名及び建具番号を，扉の場合は開き勝手を記入するものとする。

ス 図面の寸法

各部詳細図1/20～1/30，平面詳細図1/20～30，断面詳細図1/20～30，展開図1/50，天井伏図1/100～200，天井詳細図1/20～30

(ア) 部屋ごとに平面詳細図，展開図をなるべく1枚の図面にまとめること。

(イ) 階段，便所，台所，玄関及び浴室等は，断面詳細図を添付すること。

(ウ) 平面詳細図には，各部の仕上げ及び天井高を書き入れるほか，フロアダクト及びフロアボックス等の位置を明示すること。

(エ) 展開図には，壁付照明器具，コンセント，タンブラスイッチ，消火栓，分電盤，吹出口，吸込口及び空調機等を明示すること。

(オ) 天井伏図は，各材料による天井割付けを行ない，照明器具，スピーカ，扇風機，スポット型感知器，天井改め口及び吹出口等の位置を明記すること。

(カ) 主要部詳細は，1/5～1/10とすること。

セ 建具図 1/50

(ア) 寸法，数量，材種及び塗装を明記すること。

(イ) 木製，スチール，アルミ共枠見込，枠見付及びグリル寸法を表示し，附属金物並びにガラスの種類も記入すること。

(3) 構造図

ア 各階梁伏図 平面図に準ずること。

(ア) 壁部分は断面として表示し，その厚さを書き入れること。

(イ) 梁は，通芯よりの寄りを明記すること。

イ 基礎伏図 平面図に準ずること。

(ア) 壁部分は断面として表示し，その厚さを書き入れること。

(イ) 独立壁基礎は，必ず記入すること。

杭打の場合は，ベースに配置し，本数を書き入れること。

ウ 柱及び梁配筋リスト 1/20～1/30

バンド筋は，必ず表示すること。

- エ 基礎配筋図
栗石及び捨てコンクリート厚さは、必ず書き入れること。
- オ スラブ配筋図 1/20～1/30
全スラブとも、長辺及び短辺の断面を表示し、標準の一面のみ平面及び断面表示すること。
なお、3辺固定等複雑な配筋も平面及び断面を表示すること。
- カ 壁及び配筋図 1/20～1/30
壁厚ごとに配筋方法の原則を示し、開口部、壁端及び耐震壁等の補強筋についても、ただ原則を示すものとする。ただし、壁式構造は、各ラーメン共壁配筋図を要する。
- キ ラーメン配筋図
主要ラーメンについて一箇所以上を原則とする。ただし、架構複雑なるラーメンの場合は監督員の指示により追記すること。
- ク 鉄骨詳細図 1/20～1/30
溶接の脚長及びのど厚さ並びにガセットプレートの厚さなどは、特に留意して明記する。
- (4) 構造計算
 - ア 建築基準法，同施行令及び建築学会各種構造計算基準による。
 - イ 積雪荷重は積雪量30cmとして計算すること。
- (5) 日影図
建築基準法，茨城県建築基準関係条例及び規則による。

8 設備設計図の作成要領

- (1) 電気設備の設計
 - ア 図面目次 図面20枚以上の場合に添付すること。
 - イ 見取図 適宜
 - ウ 配置図
 - エ 屋外配線図 1/200～1/600
(ア) 責任分界点を明示し、敷地境界から100m程度まで電力供給会社の配電線を記入すること。
 - オ 送電関係一覧図
 - カ 電灯及び動力幹線図 1/100～1/200
平面図及び系統図にて表示し、盤類の指定番号を付記すること。
 - キ 盤展開図 制御盤，操作盤，監視盤，回路図，姿図
内部結線を明示し、分岐回路容量及び分岐回路番号を記入すること。(制御盤には、シーケンスを記入すること。)
 - ク 電灯及びコンセント配線図 1/100～1/200
(ア) 電線管，電線の太さ及び収納数を記入し，特殊ボックスは，その種類及び寸法を記入すること。
(イ) 最上階スラブ，地階外壁及び北側外壁には，なるべく埋込み配管及び分電盤の埋込みをさけること。
 - ケ 動力配線図 1/100～1/200
小規模のものは，電灯配線図に併記してもよい。
 - コ 弱電配線図 1/100～1/200 (構内交換設備，LAN，拡声設備，電気時計，テレビ共同受信設備等)
表示方法は，電灯及びコンセント配線図に準ずるも，器械及び端子盤には，それぞれ種類，指定番号並びに対数を付記すること。(平面図及び系統図)
 - サ 自動火災報知設備図 1/100～1/200 (自動閉鎖設備)
感知区域の分割線を記入すること。(平面図及び系統図)
 - シ 機器，盤類姿図及び照明器具姿図 適宜
指定番号を付し，内容，種類及び寸法を記入(原則として規格品を採用する。)すること。
 - ス 変電機器配置図 1/20～1/50
寸法を記入し，母線の結線状態を示すこと。(平面図及び立面図)

- セ 発電機結線図及び機器配置図 1/20～1/50
寸法、形状及び各定格値を記入すること。(平面図及び立面図)
- (ア) 容量計算書
- ソ 蓄電池設備図 1/20～1/50
(ア) 容量計算書
- タ 接地系統図 適宜
- チ 避雷針設備図 適宜
種類、設備場所及び支持状態を明記し、地上からの尖頭高を記入すること。(平面図、立面図及び詳細図)
- ツ 構内交換設備図 1/20～1/50
配置図、中継方式図、機器配置図、MDF 収容図、ケーブル系統図、構内配線図、電話機配置図、線番表
- テ その他
(ア) 遮断器の遮断容量計算書
(イ) 負荷一欄表
(ウ) 使用機器一欄表
(エ) 照度計算書
- (2) 空調、管及び設備設計
- ア 見取図 適宜
- イ 屋外配管図 1/100～1/600
(ア) 敷地内外の配管を明示し、特に、埋設管にあつては、そのGLからの深さを明記すること。
(イ) 敷地に高低差のあるときは、コンタラインを記入し、かつ配管の縦断面図を作成すること。
(ウ) 排水溜は、1/10のスケールで詳細を示すこと。
- ウ 配管図 1/100～1/200
機械室及び便所等、配管で複雑な箇所は、1/20～1/50の配管詳細を附して補足する。
- エ 機器詳細図 1/20～1/50
架台及び基礎詳細を併記すること。
- オ 浄化槽、消火栓及び水槽詳細図 1/20～1/30
コンクリート槽への取入れ及び吹出し部分の配管詳細を併記すること。
- カ 系統図
(ア) 空気調和設備、自動制御設備、給排水衛生設備別に表示すること。
(イ) 主要機器とそれを結ぶ配管、風道、自動制御配線等を作図すること。
(ウ) 断面図にて表示し、階高を記入すること。
- キ 器具取付詳細図及び一覧表
設置場所、数量、仕様及び附属品の明細まで表示すること。
- ク 製罐類詳細図
制作図を詳細に表示すること。
- ケ スリーブ図
構造体貫通のダクト及び配管は、スリーブ管径、寸法及び貫通位置を表示すること。特に、GL・FLとの関係寸法を明確にするとともに、梁高さについても記入すること。
- コ 配管勾配図
- サ その他
給排水量、給湯量、消火栓、冷暖房負荷及び風量並びに冷温水による機器、選定計算書、管径計算書並びにポンプ容量計算書を提出すること。
- (3) 昇降機設備設計
- ア 詳細図及び通し断面図 1/50
- イ 枠廻り、標示等建築との取合部分 1/10以上

ウ その他

- (ア) かごの内装及び扉枠の仕様を明示すること。
- (イ) 定格荷重、速度、定員及び運転方式を記入すること。
- (ウ) 構造計算書

9 設計書（積算内訳書）の作成

- (1) 積算業務にあたっては、監督員の承認を得た図面により行うこと。
- (2) 積算内訳書の項目、区分及び単位については、建築標準単価表の項目等を標準とすること。
- (3) 数量の積算は、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準による。

10 地質調査業務

(1) 調査概要

ア 試錘口径	φ 66～86m/m	
イ ボーリング	GL-25m×2ヶ所	計 50m
ウ 標準貫入試験	1m 毎実施	計 50 回
エ 孔内水平載荷試験	普通 20～25kgf/cm ²	計 1 回
オ 液状化の検討		計 1 式
カ 土質試験（密度，含水量，粒度）		1 式
キ 資料整理及び報告書作成		1 式

11 測量調査業務

(1) 調査概要（分筆登記，境界立会いは除く）

- ア 基準点測量
- イ 平面測量
- ウ 断面測量
- エ 計算図化

12 業務の処理

- (1) 受注者は、監督員の指示に従い業務に必要な調査を行い関係法令に基づいて資料を作成すること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況について監督員に中間報告をし、その承認を得ること。
- (3) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と連絡をとり、十分打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。
- (4) 監督員は、出来る限り敷地測量図，地盤地耐力試験結果報告書及びその他業務に必要な資料を受注者に提供する。

13 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに、監督員の指示を受けなければならない。

14 手続書類の提出

- (1) 受注者は、業務を着手するときは、次の手続書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。
 - ア 部門別担当者選（改）任通知書（様式第 1 号）
 - イ 業務工程表（様式第 2 号）
 - ウ 管理技術者及び照査担当技術者選（改）任通知書（様式第 3 号）
- (2) 業務を完了したときは、業務完了通知書を提出するものとする。（様式第 4 号）

15 設計図書の提出

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

ア	設計図		原図	1部	複写	1部
イ	工事費内訳書	数量, 金額入り	原稿	1部		
		金額除き	原稿	1部	複写	部
ウ	構造計算書			1部		
エ	特記仕様書		原稿	1部	複写	部
オ	設備設計計算書			1部		
カ	積算数量算出書		原稿	1部		
キ	その他特に指定したもの					
	・	リサイクル計画書				
	・	リサイクル阻害要因説明書				
	・	コスト縮減効果調書				
	・	概略工事工程表				

(2) 原図は白焼とし、図面ケースに入れて提出すること。

(3) 次のデータを格納したCD-ROM

- ・ アについてはCADデータ（JWW形式）及びPDFデータ（すべての図を1つのファイルに収めたもの）
- ・ イについてはEXCELデータ
- ・ エについてはWORDデータ

16 許認可手続等

受注者は、発注者が行う建築確認等の許可申請、その他認可を受けるために必要な書類の作成をしなければならない。

なお、受注者は、設計内容については、計画通知その他の法的規定に適合する旨の通知を受けるまで、責任を持つものとする。